

令和 7 年度 越知町木育普及啓発活動事業委託業務公募型

プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和 7 年度 越知町木育普及啓発活動事業委託業務

(2) 事業の目的

近年、日本人の生活スタイルの変化により、木材が利用される機会が減少傾向にあり、日常生活の中で木材に触れる機会が減ってきている。

しかし、平成 22 年 5 月の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立したこともあり、これまで木材が利用されてこなかった分野でも木材の良さが見直され、公共施設の建築など様々な場面で木材の活用が推進されている。

本町としても 2016 年に「ウッドスタート宣言」を行い、子どもが生まれた家庭に木製玩具をプレゼントするなど「木育」活動を推進してきたが、町産材の活用や木育の普及活動等が十分に行えておらず、課題となっている。

より効果的に「木育」の普及・啓発等を行い、町産材の活用を促進するため、公募型プロポーザル方式により優れた提案を広く求め、企画提案書やヒアリングの内容等から総合的に判断し、最も優れた企業提案を行った事業者を本業務委託の受託者として選定する。

(3) 事業の内容

別添の「令和 7 年度越知町木育普及啓発活動事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、業務を行う。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額

3,000,000 円（税込み）

3 受注者選定方法

本業務は価格のみの競争ではなく実施方法や過去の実績等を総合的に評価することが適当と判断することから、公募型プロポーザル方式を採用する。

(1) 本業務の目的を適切に理解し、どのように取り組むか

(2) 本業務の具体的な実施方法

(3) 事業を実施することによる波及効果や先進性

4 受注者を決定するまでの事務手続き

- (1) 実施要領公表
令和7年5月30日(金)
- (2) 質問の受付締切
令和7年6月6日(金)
- (3) 質問に対する最終回答
令和7年6月10日(火)
- (4) 参加表明書等提出期限
令和7年6月30日(月) 17時締切
- (5) 選定会議(プレゼンテーション)
令和7年7月8日(火)
- (6) 最終選定審査結果の通知
令和7年7月11日(金)までに通知
- (7) 選定結果等の公表
令和7年7月14日(月)までに公表

5 参加資格要件

以下の要件をすべて満たしていること

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の第1項の規定する者でないこと。
- (2) 町が発注する委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び県において指名停止がある場合も参加資格はないものとする。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者及び申し立てをなされていない者または更生手続き開始の申し立てをしている者及び申し立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申し立てをしていない者及び申し立てをなされていない者または再生手続き開始の申し立てをしている者及び申し立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 本業務の趣旨を理解し、仕様書に基づき委託業務を実施するために必要な組織、人員等の体制を有し、委託業務を的確に遂行できること。
- (6) 国税(法人税及び消費税)、都道府県税(事業税及び都道府県民税)及び市町村税について未納がないこと。

6 参加表明

下記書類を「4 受注者を決定するまでの事務手続き」に示す期日までに作成し、郵送(書留による、当日消印有効)又は持参にて提出すること。※FAX、電子メールは不可

- (1) 参加表明書（様式1） 1部
- (2) 会社概要書（様式任意） 1部
※任意団体の場合は設立総会議事録、会則、役員名簿、活動を確認できるもの
- (3) 納税証明書（国税、都道府県民税及び市町村税）（写し可。提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- (4) 企画提案書

7 提案書の作成要領

提案の内容は提案書及び見積書とする。

(1) 提案書

- ア 提案書は別紙「評価項目」の分類に従い、すべての項目について言及すること。
- イ 1部は製本し、印鑑を押印すること。（これを正本という）
- ウ 印を押さない提案書（これを副本という）を8部及び電子媒体CD-R等）1部を作成すること。副本はファイルに綴じて提出すること。
- エ A4用紙を基準とし、表紙及び目次を除き、フォントサイズ10.5pt以上で作成し、ページ番号を付して提出すること。
- オ 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。
- カ 公募参加者の提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。
- キ 事業実施による本町への波及効果などが具体的に分かるように、可能な限り各事業における数値目標などを設定し、記載すること。併せて、数値目標に係る数値の根拠を添付すること。
- ケ 別添仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本町の判断で受託者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

(2) 見積書

見積書（様式任意）は1部作成することとする。

8 審査について

(1) 審査方法

選定会議（ヒアリング及びプレゼン）の実施。
別紙「評価項目」のとおり。

(2) 提案説明

- ア 提案説明は提案書の提出順に行うものとする。
- イ 提案説明30分、質疑応答10分の計40分以内とする。
- ウ 提案説明のための入室者は5名以内とする。
- エ 提案説明時に追加資料などを配付することは禁止する。
- オ すべての参加事業者の提案説明終了後、各委員等による評価点の集計を行い、その集計結果により「最高得点者」（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

カ 実施日及び場所は次のとおり。開始時間については提案者に通知する。

日時：令和7年7月4日（金）を予定

場所：越知町役場大会議室を予定

（３）審査結果について

審査の結果は提案者に対して文書を郵送にて発送する。なお、審査結果に関する質疑は一切回答しない。

（４）契約予定者

ア 提案者が1事業者であっても選定会議を開催し、事業基準を満たしていれば、契約予定者と決定する。

イ 最優秀提案者と事業内容を調整し、契約予定者を選定する。

ウ 最優秀提案者が地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合はその者と契約を行わない。なお、この場合は次点の者を契約予定者とする。

（５）失格条件等

プロポーザルの提案者が次の事項のいずれかに該当した場合には、失格をする場合がある。

ア 提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

イ 提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

ウ 提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

エ 審査結果に影響を与える工作など不正行為が行われた場合。

オ 提案書等の提出期限以降において、越知町から業務等に関し指名停止の措置を受けた場合。

カ 本要領に違反又は逸脱した場合。

キ 提案説明に参加しなかった場合。

９ 契約について

（１）契約書作成に要する費用については契約予定者による負担とする。

（２）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（３）契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金をおさめるものとする。ただし、過去に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合は、免除する。

令和7年度 越知町木育普及啓発活動事業委託業務公募型プロポーザル評価項目

NO	項目	説明	基準点
1	事業計画の内容・考え方	事業計画の内容や基本的な考え方が本町の目的に沿っているか、本町に対して新たな視点からの事業提案が行えているかなど	70
2	本町への波及効果等	事業実施による町産材の活用促進や木育活動の普及、関係人口の創出などの効果が具体的に示されているかなど	70
3	業務遂行能力	本業務の遂行に当たって必要な人員・体制が確保できているかなど	5
4	業務実績	これまでの活動実績	5
5	見積金額		50
合計			200